平成２２年（フ）第８１号
山口県下松市大字東豊井1463番地19
債務者　神田　和知
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５６号
北九州市小倉北区萩崎町10番７―110号
債務者　池田喜世恵
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２３１号
福岡県中間市太賀４丁目11番10号
債務者　鈴木　勇介
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４６号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番12―501号
債務者　桂口由利子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５５号
北九州市八幡東区天神町５番32―207号
債務者　縄稚　久雄
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５６号
北九州市八幡東区天神町５番32―207号
債務者　縄稚モト子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３６６号
北九州市八幡西区香月中央１丁目11番14号
101
債務者　香田照日出
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３６９号
北九州市小倉北区明和町７番１―703号
債務者　石鉢　　緑
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７０号
福岡県中間市中央１丁目41番23号
債務者　中尾多恵子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８５号
北九州市小倉南区横代北町２丁目21番18―202号
債務者　清原　一昭
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８６号
北九州市小倉南区下吉田４丁目７番17号
債務者　松木十六生
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８７号
北九州市小倉南区下吉田４丁目７番17号
債務者　松木はるみ
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８８号
北九州市若松区高須南３丁目４番15―504号
債務者　垣花　徹治
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３８９号
北九州市若松区高須南３丁目４番15―504号
債務者　垣花　美樹
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９６号
北九州市小倉北区井堀２丁目６番11―203号
債務者　角野しのぶ（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４００号
北九州市小倉北区砂津２丁目１番31―403号
債務者　野中　智美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０４号
北九州市若松区浜町３丁目２番23号
債務者　松崎　初枝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１５号
北九州市八幡東区祝町１丁目18番２号
債務者　坂本　安代
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部